

飲食店等における受動喫煙防止対策の現状調査票

記入日：令和 年 月 日

施設名： _____ 施設所在地：盛岡市
電話番号： _____ 氏名(役職等)： _____ ()

令和3年6月1日時点での状況についてお尋ねします。該当する数字に○を付けて下さい。
(貴所において把握することが出来る範囲内での回答で構いません。)

問1 貴所の現状に当てはまるものを1つ選択して下さい。

- 敷地内全面禁煙 ⇒ 問9へ
- 屋内は禁煙、屋外のみ喫煙可能 ⇒ 問7～問9まで
- 屋内で分煙対策をしている ⇒ 問2～問9まで
- 上記には該当しない ⇒ 問4～問9まで

問2 分煙対策の具体的な状況について教えてください。(複数回答可)

- 時間帯によって区分している(ランチタイムのみ禁煙 など)
- 壁やドアによって区分している(煙草の煙は遮断されている)
- 各フロアで区分している(1階は禁煙、2階は喫煙可能 など)
- 喫煙専用室を設置している
- その他 ()

問3 【問2で4と回答した方】 喫煙専用室は、国が定める技術的基準等※を満たしていますか。

- 満たしている
- 満たしていない
- 分からない

※喫煙専用室の技術的基準について

「健康増進法施行規則附則第2条第1項(平成30年2月22日厚生労働省令第17号)」より

- 喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上
- たばこの煙が喫煙室外に流出しないよう、壁、天井等により区画されている
- たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されている

問4 貴所は「既存特定飲食提供施設※」に該当しますか？

- 該当する
- 該当しない
- 分からない

Q ※既存特定飲食提供施設とは？

A 次のすべてを満たしている施設です。該当する場合、経過措置として店舗の一部または全部を喫煙可能室とすることが可能です。

- 2020年4月1日時点で、営業している
- 資本金または出資総額が5,000万円以下
- 客席面積が100㎡以下

問5 【問4で1と回答した方】 保健所に「喫煙可能室設置施設届出書」を提出していますか。

- 経過措置を適用しており、届出を提出済み
- 経過措置を適用しているが、届出を提出していない
- 経過措置を適用していない
- 分からない

盛岡市公式ホームページから各種届出様式をダウンロードできます。
トップページ » オンラインサービス » 申請書 » 保健所 » 受動喫煙対策
» [喫煙可能室設置施設の届出書](#)・[変更届出書](#)・[廃止届出書](#)

問6 店舗の入り口、屋内の喫煙専用場所に、必要事項が記載された標識を掲出していますか。

- 1 店舗入口、屋内喫煙場所入口のそれぞれに掲出している
- 2 店舗入口、屋内喫煙場所入口の片方にのみ掲出している
- 3 掲出していない

標識の掲出は義務です。厚生労働省特設サイト「なくそう！望まない受動喫煙」から各種標識をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。

問7 屋外に喫煙場所を設置していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

店舗入口付近・店舗脇・店舗裏・駐車場・その他敷地内・いづれにも該当しない場所・

その他（ ）・設置していない

問8 屋内及び屋外の喫煙できる場所に、20歳未満の方が立ち入ることはありますか。

(営業時間外、従業員、清掃員、家族等も含めて回答ください)

- 1 立ち入ることがある(理由：)
- 2 立ち入ることはない

問9 受動喫煙防止対策について、御意見があれば御記入ください。

質問は以上です。御協力ありがとうございました。

【補足事項】

- 1 収集した情報は、受動喫煙防止対策業務にのみ利用します。本調査の回答により、市が回答者に対して不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。
- 2 回答内容に確認事項があるときは、保健所担当職員から御連絡を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3 令和3年6月25日(金)までの回答に御協力くださいますようお願い申し上げます。